制定　平成26年 3月25日
最終改定　平成　年　月　日

1　工事概要

(1) 工 事 名：沖縄都市ﾓﾉﾚｰﾙ工作車庫増築工事（建築）

(2) 工事場所：沖縄県那覇市字安次嶺３７７－２　　（地域地区等：市街化調整地域　）

(3) 敷地面積：３４,５８４　㎡

(4) 工事種目　工場

ア　建築物

建築物の名称	沖縄都市ﾓﾉﾚｰﾙ工場棟及び工作車庫増築工事（建築）
主要用途	工作車庫棟（ﾓﾉﾚｰﾙ整備工場）
構造及び階数	Ｓ造、平屋建
工事種別	増築
建築面積	588.66m2（既設：289.55+新設：299.11m2）
延べ面積	588.66m2（既設：289.55+新設：299.11m2）

イ　工作物及び立木

工作物等の名称	―		
数量	―		

2　本工事の設計時期

本工事の設計書は、平成 28年　4月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3　建築工事仕様

(1) 標準仕様

図面及びこの特記仕様に記載されていない事項は、すべて官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）［平成25年版］（以下「標準仕様書」という。）による。

(2) 特記仕様

ア　章は、番号に○印の付いた章を適用する。

イ　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

ウ　特記事項は「・」に○印の付いたものを適用する。「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。「・」と「※」共に○印がついた場合は共に適用する。

エ　特記事項のうち【　　】については、適用する事項を選択して記載すること。

オ　項目及び特記事項に記載の（．．）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

カ　特記事項に記載の（参ー．）は、国道交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」[平成25年版]巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。

キ　形状寸法の単位は、特記なき限りmmとし、質量も従来どおりkgであるが、力（N：ニュートン）、応力（N/mm2）、圧力（Pa：パスカル）、エネルギー（J：ジュール）等は基本的には国際単位系（SI単位）を使用する。

5　その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア　本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

イ　調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

ウ　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ　本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

請負人は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年７月24日）に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ　暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア　この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何ならの回答を「その日のうち」にすることである。

イ　受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ　受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ　効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監督業務の一部委託

ア　本工事は、沖縄県財務規則第112条第１項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第９条に基づく監督員（以下「監督員」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの（以下「管理技術者等」という。）が監督業務の一部を実施する。

イ　受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

ウ　監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

エ　監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術管理課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア　工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ　過積載を行っている資材納入者から、資材購入をしないこと。

ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ　さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。

カ　下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ　アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

1 一般共通事項

① 適用基準等

・建築工事監理指針［国土交通省大臣官房官庁営繕部監修］［平成25年版］
・建築工事標準詳細図［国土交通省大臣官房官庁営繕部監修］［平成22年版］
・敷地調査共通仕様書［国土交通省・国営整第183号］［平成23年12月］
・建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿［平成21年版］
・営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説　工事写真の撮り方（建築編）
・防錆に関する工事仕様書作成要領（案）［沖縄金属腐食対策協議会発行］［平成３年７月］
・「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用に関する実施要領」［沖縄県土木建築部］［平成18年12月］
・構造計画・施工計画の留意事項［沖縄県土木建築部］［平成25年４月］

② 工事実績情報の登録

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
(1.1.4)

③ 工事の一時中止に関する事項
(1.1.9)

工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

4　既成工期
(1.2.1)

図示された範囲は【平成　年　月　日】までに完了すること。

⑤ 品質計画等
(1.2.2)

建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。

(1) 風速：V0＝　46　m/s　（平12建告第1454号第２）

(2) 地表面粗度区分：Ⅲ

(8.4.3)（8.5.3）(9.4.4)（10.5.3）(13.2.3)（13.3.3）(13.4.3)（14.7.3)(16.14.5)

⑥ 施工図等
(1.2.3)

(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

(2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。

(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、 原則として施工計画は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。

⑥ 電気保安技術者

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
(1.3.3)

⑦ 施工中の安全確保及び環境保全等
(1.3.7)
(1.3.11)

(1)「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成９年７月31日建設省告示第1536号　最終改正平成13年４月９日　国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。

(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号最終改正平成14年４月１日付け国総施発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

ア　バックホウ
イ　車輪式トラクタショベル
ウ　ブルドーザ
エ　発動発電機
オ　空気圧縮機
カ　油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
キ　ローラ類
ク　ホイールクレーン

⑧ 発生材の処理等
(1.3.8)

(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	監督員の指示による
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	監督員の指示による
現場において再利用を図るもの	監督員の指示による

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。

(3) 工事着手前にあらかじめ、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出する。また、工事完成時には、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出すること。だたし、島内に島外施設がない場合はこの限りではない。

(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。だたし、島内に島外施設がない場合はこの限りではない。

(5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

⑨ 交通安全管理
(1.3.9)

(1) 土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過の無いようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

(2) 国道５路線及び県道７路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（平成18年12月１日　沖縄県公安委員会告示第163号）

⑩ 主任技術者・監理技術者

(1) 工事請負代金額が2,500万円以上（建築一式工事の場合5,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

ア　現場施工に着手するまでの期間

【現場施工に着手する日が確定している場合】

請負契約の締結の日の翌日から平成　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置　、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

イ　検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

ア　建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に３ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。

イ　受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

⑪ 工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。

【　○火災保険　○建設工事保険　○組立保険　○請負業者賠償責任保険　】

(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1ヶ月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。

(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。

ア　掛金収納書を契約後一ヶ月以内に発注者に提出する。

イ　当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。

ウ　未加入下請事業者に対する加入を指導する。

⑫ 環境への配慮
(1.4.1)

原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。

上記の確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。

⑬ ゆいくる材の使用等

(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、原則「ゆいくる材」とする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。

(2) ゆいくる材の品質管理

ア　ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。

イ　受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。

ウ　受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。

エ　受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

⑭ 技能士
(1.5.2)

適用工事種別	技能検定作業
鉄筋工事	鉄筋施工　鉄筋組み立て作業
コンクリート工事	型枠施工　コンクリート圧送施工
ブロック、ＡＬＣ、ＥＣＰ、パネル工事	ブロック建築　ＡＬＣ、ＥＣＰパネル施工
防水工事	防水施工
石工事	石材施工（石張り）
タイル工事	タイル張り
木工事	建築大工
金属工事	内装仕上げ施工（鋼製下地工事）
左官工事	左官
建具工事	建具製作　サッシ施工　ガラス施工
塗装工事	塗装

15 化学物質の濃度測定
(1.5.9)

(1) 測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数

ア　「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第４号 平成24年４月５日）

イ　「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号 平成15年７月４日）

測定対象室	測定箇所数	備考

(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

⑯ 完成時の提出図書
(1.7.1)

(1) 本工事は電子納品対象工事とする。

ア　工事完成時の提出図書は電子媒体(CD-R)で納品する。電子納品に関する基準は、「電子納品運用ガイドライン（案）」［営繕事業編］によるほか、監督員の指示による（署名捺印の取扱いは同ガイドライン（案）によるほか、監督員と協議すること）。

イ　納品する電子媒体は、一般財団法人沖縄県建設技術センターにおいて収録内容の確認を受けた後に、同センター発行の確認証とともに提出する。

ウ　電子化に要する費用は共通費に含まれているものとする。

(2) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。

・	完成図	ア　ゆいくる材利用状況報告書 イ　ゆいくる材出荷量証明書
⑰	設計図CADデータの貸与	(3) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 ※完成図は設計図を完成時の状態に修正したものとし、全図面でA3版製本（2部）とする。 本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
18	情報共有システム	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境及びパソコンを整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンＯＳ】：Microsofuto Windows Vista／7／8 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 8.0／9.0／10.0 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては1件当たり67,000円にその消費税相当額を加えた使用承諾料を「沖縄県CALSシステム運営業務」を受託している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステム使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振込の写し等）を提出）。

2 仮設工事

① 工事用水

構内既存の施設：【　・利用できない　○利用できる（有償）　・利用できる（無償）　】

② 工事用電力

構内既存の施設：【　・利用できない　○利用できる（有償）　・利用できる（無償）　】

③ 環境対策について

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。

(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。

④ 足場その他
(2.2.4)

・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。

⑤ 監督員事務所
(2.3.1)

規模(m2)		
仕上げ	床	
	内壁・天井	
	屋根	
備品の種類及び数量		

3 土工事

① 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土の種別：【　・Ａ種　○Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種】
(3.2.3)（表3.2.1）

② 山留めの撤去

山留めの存置：【　・存置する　・存置しない　】
(3.3.3)

③ 磁気探査

○磁気探査は本工事に含む　（水平探査及び鉛直探査は別途とする。）

4 地業工事

1　載荷試験
(4.2.3)
(4.2.4)

	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
犬走り					

② 杭地業

(1) 杭地業の種類と工法
(4.3.1)（4.4.1）(4.5.1)

杭地業の種類	工法
○ 図示による	○ 図示による

(2) 杭の寸法等
(4.2.2)（4.3.2）(4.4.2)（4.5.3）(表4.4.1)

	杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭	○ 図示による					・位置は図示による
本杭	○ 図示による					

(3) 杭の品質等
(4.3.3) ～ (4.3.7)（4.4.3) ～ (4.4.6)

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理
○ 図示による				

(4) 支持地盤
(4.3.3) ～ (4.3.5)（4.4.3) (4.4.4)（4.5.4）(4.5.5)

支持地盤の位置	支持地盤の種類	支持地盤への掘削深さ	支持地盤への根入れ深さ
○ 図示による			

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等
(4.5.3)

ア　鉄筋

帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
【　・（参ー2.2）　・ 図示　】		

イ　コンクリート

設計基準強度	種別	備考
○ 図示による		

③ 床下防湿層

防湿層の範囲は、図示による。
(4.6.5)

工事名称	沖縄都市ﾓﾉﾚｰﾙ工作車庫増築工事（建築）	工事年度	平成　28　年度
工事場所	沖縄県那覇市字安次嶺３７７－２	図面名称	建築工事特記仕様書－１
発注機関	沖縄都市モノレール株式会社	縮　尺	S=1/1(A1)・1/2(A3)
摘　要		図面番号	Ａ－０１

検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	株式会社　根路銘設計
	資格者氏名	一級建築士　根路銘 剛次
	登録番号	大臣登録　第312770号
	所在地	沖縄県那覇市松山2丁目8番17号